

これって虐待？

～ 高齢者虐待を防ぎましょう！ ～

虐待という言葉から暴力が繰り返されることを想像しますが「高齢者虐待防止法」では高齢者の人権や権利を守ることが目的で、養護者（高齢者の世話をしている家族・親族・同居人等）を処罰することを目的としているものではありません。

高齢者虐待の種類

- ❶ 虐待をしている本人が自覚のないままに虐待していることがあります。
- ❷ 認知症の人は虐待を受けていてもその認識がないこともあります。
- ❸ 複数の虐待が同時に行われていることがあります。

身体的虐待

暴力的行為で痛みを与える、あざや外傷を与える など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、子ども扱いする・排泄の失敗を笑う など

介護・世話の放棄放任

入浴させない・食事水分を与えない など

性的虐待

わいせつなことをしたり、強要する など

経済的虐待

本人の合意なしに財産を使用したり、本人に理由なく使わせない など



虐待を受けている高齢者や
介護に疲れた家族等の

『サイン』を見逃さないことが虐待を防ぐ第一歩です。

あたご包括支援センター（足羽地区・湊地区）

電話：0776-33-6800

月～金 8：30～17：15

緊急電話対応は24時間対応

宮崎県社会福祉協議会チラシ引用